

平成 2 8 年度第 3 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成 2 8 年 9 月 2 3 日（金）午前 1 0 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8 階 1 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第九次札幌市環境影響評価審議会委員

碓山 恵子	北海道科学大学未来デザイン学部	教授
川崎 了	北海道大学大学院工学研究院	教授
近藤 哲也	北海道大学大学院農学研究院	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
鈴木 光	北海学園大学法学部	教授
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
黄 仁姫	北海道大学大学院工学研究院	助教
松井 利仁	北海道大学大学院工学研究院	教授

計 9名

(2) 専門委員

藤吉 亮子	北海道大学大学院工学研究院	特任准教授
渡邊 直子	北海道大学大学院工学研究院	准教授

(3) 事務局

札幌市環境局環境管理担当部長	高木 浩
札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課長	向井 猛
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	北口 順一
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

2 傍聴者

なし

3 報道機関

なし

1. 開 会

○早矢仕会長 おはようございます。

定刻をちょっと過ぎましたが、ただいまより平成28年度第3回札幌市環境影響評価審議会の審議を開始いたします。

まずは、事務局より、委員の出席状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（向井環境管理担当課長） 環境管理担当課長の向井でございます。

本日は、ご多忙のところ、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、委員14名及び専門委員2名の計16名のうち、委員9名、専門委員2名の計11名にご出席をいただいております。なお、専門委員の先生は、会議の進行上、10時30分ごろにこちらに到着予定となっております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、高木環境管理担当部長は、所用により、30分程度遅参して出席予定でございます。あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料のご確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第と裏面の座席表、委員名簿がございます。

資料1-1は、これまでの審議経過についてということで、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書について記載したものがございます。資料1-2は答申案になります。資料2-1は、前回の審議概要についてということで、これは技術指針の部分になります。資料2-2は、放射性物質に係る技術指針の案ということで、前回のご意見を反映したものとなっております。資料2-3は、環境影響評価法等に関する環境省の見解ということで1部つけております。資料2-4は、技術指針の案です。こちらについては、文言修正ということで、放射性物質以外の項目についてご案内しております。参考資料1として、札幌市環境影響評価技術指針の現行のものです。及び、参考資料2ということで、環境影響評価技術ガイドの放射性物質にかかわる部分になります。

以上でございますけれども、不足資料、落丁などはございませんか。

なお、本審議会は公開で開催することとなっておりますので、一般傍聴席を設けております。また、議事の内容についても、議事録を作成し、後日、札幌市公式ホームページにて公開することとしております。あらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

2. 議 事

○早矢仕会長 では、審議を開始いたします。

最初の議題は、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書についてです。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口でございます。

私から、資料１－１によりこれまでの審議経過と、資料１－２で答申案についてご説明します。並行して説明しますので、両方をお手元に並べてごらんいただければと思います。

まず、資料１－１をごらんください。

こちらは、これまでの審議、特に１枚目にあるところは１回目の審議会の議事概要になっております。今回、網かけになっている部分が資料１－２の答申案に反映されている事項です。今回、１番から３番まで、いわゆる前回の審議会の場合までに行われたご質問あるいはご意見については、答申案に関係する部分だけ説明させていただきます。

まず、資料１－１の１ページですが、吉田委員から、札幌市版レッドリストに関する記載がないので、こちらについても参考資料とすることということです。これにつきましては、答申１－２の３番のその他の（２）にそのままの文言で反映されております。

また、松井副会長から、今回の事業の実施に当たって、人と自然の触れ合い活動の場については、必要性が乏しいのではないかというご意見がございまして、こちらにつきましても、３番の（３）に、「人と自然の触れ合いの活動の場について、本事業における環境影響評価の項目としての必要性は再検討すること。」と記載させていただきました。

資料１－１の裏面をごらんください。

こちらは、１回目の審議会の後に出された意見でございます。

早矢仕会長から、配慮書段階の項目選定について、工事について入れるようにというお話でしたが、切り土工及び工作物の存在のところに丸がついた形になりましたが、そのほかの建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行のところについても丸をつけるべきであるというご意見でございました。こちらについては、２番の（１）に記載させていただいております。

次も早矢仕会長からご意見ですが、網かけの部分で、調査範囲について、方法書で重要な種に挙げられている猛禽類については、特に繁殖期により広域での影響が危惧されるため、現地調査で生育が確認された場合は、調査範囲から２００メートルに限定せずに営巣地の特定及び工事の実施による緩和措置の検討が必要ということです。また、クマゲラに関しても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音の発生に格段の配慮が必要になるというご指摘でございました。こちらについては、２番の（３）にほぼ同じ形で盛り込ませていただいております。「動植物及び生態系について、現地調査で希少猛禽類の生息が確認された場合は、調査範囲を境界から２００mの範囲に限定せず、営巣地の特定と『工事の実施』による影響の緩和措置を検討すること。天然記念物クマゲラに関しても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音の発生に十分配慮すること。」と記載させていただいております。

３ページについては、内藤委員からも同じような趣旨のご質問がございましたが、こちらは同じですので、割愛させていただきます。

続いて、４ページですが、前回の審議会の中で出てきたご意見でございます。

景観については、上田委員から、煙突の色については、住民の関心が高いため、評価すべきであるということです。また、一つ下のところで、煙突の評価が形態率だけでは不十分であるため、垂直見込み角の評価も行うべきであるというご指摘がございました。こちらについては、資料１－２では１番の施設の存在及び供用についての（３）に記載させていただいております。「景観について、煙突の圧迫感の予測・評価方法は形態率による予測、評価だけではなくて、垂直見込み角による予測、評価も行うこと。また、煙突及び形状の評価も実施すること。」とさせていただいております。

次に、黄委員から、事業規模についてご指摘がございまして、新工場の稼働が平成３６年であり、さらにその後に３０年の稼働ということでございます。このことを考慮いたしますと、長期的にさらなるごみ焼却炉の減少があり得ると考えられるため、６００トンという能力はどうか、今後、稼働不要となるような焼却炉ができる可能性がないかというところを計画段階で十分配慮してほしいというご意見です。

こちらにつきましては、答申案では３番のその他の（１）で、「今後の札幌市のごみ減量施策と資源化施策（例えば生ごみの資源化など）の推進、札幌市南部地域の将来の人口動態評価を確実にを行うことにより、適切な規模の焼却能力を予測・検討し、焼却炉の設置に伴う環境影響のさらなる低減を行うこと。」と答申案に盛り込ませていただきました。

一番最後は、早矢仕会長から、調査時期の設定等についてでございます。

調査時期については、事業者のほうは動植物の生態特性から影響が最大になる時期と工事規模が最大になる時期が重なった場合の条件で予測、評価をしようとしているのですが、影響が大きいと判断した場合の対応として、単なる工事時期の変更、あるいは、任意の縮小でよしとするのではなく、変更した場合の影響についても予測、評価を行うことという指摘でございます。

こちらについては、答申案では２番の（２）に同じ文言でそのまま記載させていただいております。

続きまして、５ページ目になります。

５ページ目は、前回の審議会の後にいただいたご意見でございます。こちらについては、全てご説明させていただきます。

まず、景観について、上田委員から、圧迫感の予測について、形態率のほかに煙突は見込み角によるもの、景観において煙突の色も評価すべきというところについては、既に述べたとおりです。

また、前回の審議会の場合及びその後、圧迫感の評価をしようとして、形態率１５％以下ということにしていますが、その根拠は何かという問い合わせがございました。こちらについては、右側の事業者の回答にあるとおり、幾つか参考にしている文献あるいは研究をもとに設定したという回答です。

ちなみに、８％という指標については、この論文を書かれた方が出した研究の前に、一旦、８％という数字を出していますが、直近では１５％ということであるので、１５％

という値を評価指標にすることを考えているというのが事業者の回答です。

続きまして、大気と悪臭について、松井副会長からですが、まずは予測手法についてでございます。

大気の文言になりますが、予測モデルで提案されている手法が簡易な予測手法なため、過少評価となることがあり得るので、最悪のケースを想定すべきということです。こちらについては、悪臭にも同じような課題があるということを1枚目に書いております。

事業者では、いただいたご指摘を参考にして、想定される最悪の条件下での予測、評価を行うということです。また、この方法で適切な評価ができないと判断した場合には別の方法での評価を検討するということです。

引き続き、松井副会長から、悪臭についての3行目から、臭気指数10という値を目標値として利用するのは妥当ではないのではないかというご指摘がありました。

こちらについては、6行目からですが、臭気指数10については、悪臭防止法に基づく当該地域の規制基準値ということで、評価については施設からの漏えいについては敷地境界地点、煙突排ガスについては最大着地濃度地点に対して行うことを考えており、これらの値を判断基準として用いるが、事業者として実行可能な範囲で、できる限り環境影響を回避、低減するように努めることとしたいという回答です。

次に、松井副会長の4行目からになりますが、悪臭について発生量の予測が難しいので、予測精度の確保方法はどのようなものか。特に、そのときにアドバイスをいただきまして、これらについては現行の工場の過去の測定結果などが利用できるのではないかとご指摘でした。

こちらの事業者の回答としては、悪臭の拡散や発生量については、委員がご指摘のとおり、現工事の竣工時における工場周辺などの測定データを利用するとともに、今回実施する事業実施区域や現工事の敷地境界との測定データを用いて予測、評価を行うという回答でございます。

一番最後ですが、松井副会長から低周波音についてのご意見がございます。

低周波音の評価方法について、低周波音問題対応の手引書がございまして、こちらに示されている参照値かと思いますが、こちらを下回っても影響は生じますが、この参照値をどのように利用する予定かということでございます。

事業者の回答としては、低周波音問題対応の手引書に記載のある参照値を参考とはするけれども、この参照値自体が苦情に対処するためのものであり、住民への影響の有無を判断するものではないものから、目標値として扱う予定はないということでございます。

なお、低周波音については、現存の類似施設の事例も参考にしながら評価を行ってまいりたいと考えているという回答でした。

事務局から以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の答申について、ご意見がありましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 それでは、特に修正すべき点はないということよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（北口環境影響評価担当係長） それでは、答申の準備をさせていただきます。

○早矢仕会長 それでは、答申をさせていただきます。

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書について。

平成28年8月2日付札環対第50527号にて当審議会に諮問のあった表記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

以下、省略いたします。

〔答申書の手交〕

○事務局（向井環境管理担当課長） 答申を承りました。ありがとうございました。

〔専門委員の入室〕

○早矢仕会長 それでは、2人の専門委員にもお越しいただきましたので、放射性物質に係る技術指針の改正についての審議を開始いたします。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 資料2-1、2-2、2-3が放射性物質に係る事項でございます。こちらについては、まとめて説明させていただきます。

まず、資料2-1をごらんください。

これは、前回の議事内容及び審議会後のご意見についてですが、技術指針についてのご意見をまとめたものです。前回の審議会の場で出てきた発言内容以外に特にご意見はありませんでしたので、前回審議会の発言内容についてかいつまんでご説明させていただきます。

事故直後の影響についてということで、渡辺専門委員から、福島第一原子力発電所の事故後に下水処理場の汚泥あるいは廃棄物の焼却施設の焼却灰が問題になっておりますので、放射性物質についての予測、評価を行うに当たっては、焼却施設の焼却灰あるいは下水処理場の汚泥についても丸印をつける必要があるのではないかとということでした。こちらについては、その場で回答をしかねましたので、内部で検討させていただきまして、後ほど資料2で、下水処理場と焼却施設の別表内の廃棄物発生のところ丸を追記することとしました。

次に、2番目に、黄委員から、放射性物質の想定程度の拡散・流出するおそれのある場合とは具体的にどのように判断するのかということです。こちらについては、我々としては国と同様に避難指示区域において事業を実施する場合が一つの目安になると考えております。

平常時に、特に原子力災害が発生していないときに行うことは考えておりませんので、現時点で市内において放射性物質に係る環境影響評価が必要な事業が起こることは想定しておりません。

続きまして、森本委員から、国の主務省令の内容あるいは我々が説明した内容を照らしますと、廃棄物及び覆土材の運搬に係る車両の運行に伴う放射性物質の影響があるとなっていますが、この部分については、市の技術指針に入れる場合においては、廃棄物の搬入のところに丸をつけるのが適切ではないかというご意見がございました。こちらについても、検討した結果、別表内の廃棄物搬入のところに丸を追記することをご提案させていただくものでございます。

続きまして、資料２－２をごらんください。

こちらは、前回から変更のある部分に関して、技術指針の追加の変更の提案になります。別表４の最終処分場、廃棄物焼却炉及び下水道終末処理場に関する項目に関して提案させていただくものでございます。

今、表にある廃棄物最終処分場のところについては、森本委員のご指摘を受けまして、廃棄物の搬入のところに丸をつけます。

その前に、凡例がありますので、四角で囲ったところをご説明させていただきます。

緑字の部分は、前回の審議会で提案している内容でございまして、この部分を加えたいということです。赤字の部分が前回の審議会のときのご指摘を受けて追加するところです。次の赤枠というのは、焼却施設についてです。これらについてはご指摘があったのですが、今のところ追加する必要はないと考えているところです。

改めまして、最終処分場については、森本委員のご指摘を受けまして、廃棄物の搬入のところにもほかと同じように丸印をつけることにしたいと考えております。

次に、１枚めくっていただきまして、廃棄物焼却施設等に関する基本項目です。こちらについては、渡辺専門委員のご指摘を受けまして、廃棄物の発生のところは、焼却灰を想定して丸印をつけさせていただきたいと思えます。

ただ、施設の稼働の排水、排ガスの部分については、国は８，０００ベクレル／キログラム以下の廃棄物は安全に処理できるとしていることから、排水、排ガスについては一律に予測、評価を求める必要はないと考えているところでございます。これについては、ご意見をいただきたいと思います。

次に、下水道終末処理施設に関する基本項目でございします。

こちらについては、先ほどのご指摘のとおり、廃棄物の発生のところは丸をつけたいと思えます。また、施設の稼働のところの処理水については、先ほどの焼却施設と違いまして、下水道の場合は入ってくる放射能濃度に制限等がないことから、うちとしても丸をつけない理由もないのではないかと考えましたので、丸をつける形で提案させていただきたいと考えております。

資料２－２については以上でございします。

続きまして、資料２－３をごらんください。

こちらは、前回の審議会で松井副会長から事故時のところが入らないというのはどのようなかというお話がございましたので、環境省に照会し、その回答でございします。

かいつまんでご説明させていただきます。

まず1番目の事故時の考え方ですが、(1)環境影響評価では、事故時に発生する環境影響は対象外であるけれども、風力発電におけるバードストライクなどのように、事故時と解釈できるもので環境影響の対象になっている事例がありますので、この事故についてはどういうものかという見解をご教授いただきたいということで照会しております。

環境省の見解としては、第2条の定義について、環境影響評価法では工事の部分が事業とされています。そして、網かけになっているところが施設の事故の後、つまり供用時を指すのはこの部分でございます。「(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の日との活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に『環境影響』という。)」となっています。

その下のところですが、上記の活動に伴って生ずる影響は、事業の影響に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、供用時の中に事故時の影響は含まないものだというのが環境省の見解でございました。

次に、(2)水質汚濁法では事故時の措置を明確に規定しているほか、他の法律でも基準超過の場合等における措置を規定していますが、環境影響評価法において、事故時の環境影響を除く理由をご教授願いたいということで照会しております。

こちらへの環境省の見解は、例えば水質汚濁防止法は、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること等を目的として規制等を行う法律であり、各法律の目的に応じて事故時の措置が規定されているという見解でございます。

次に、2の法律による規制と環境影響評価の必要性についてでございます。

こちらについては、環境影響評価では、法律の規制基準や環境基準等との整合性をすることではなく、事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避、低減することが目的とされていますが、法律の規制が存在することを理由に環境影響評価を不要とする考えは適当ではないという意見があります。こちらは、原子力発電所の供用時になりますけれども、こちらのご見解をということで照会したものです。

環境省の見解としては、長いのですが、このまま読み上げさせていただきます。

「『環境評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書』では、供用時に放射性物質を取り扱う事業における留意事項として、原子力発電所の供用時における一般環境中の放射線量については、できる限り提言する措置を講じられることが重要であり、『核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律』において、原子力委員会により審査が行われることとなっている点を上げている。

経済産業省は、主務省令改正時の意見募集において、以下のとおり回答しております。表の内容は読み上げを省略します。

原子力発電所の供用時の環境要因に係る参考項目については検討が見送られましたが、環境影響評価法において、原子力発電所の供用時における一般環境中の放射性物質を対象

外としたものではないという見解でございます。

次に、3番目に、放射性物質の除外規定、削除に伴い、対象事業を追加してはいませんが、その理由についてご教授願いたいということで照会しております。

こちらについての環境省の見解は、放射性物質を扱う施設としては以下のようなものがあるが、これらの施設においては、以下の括弧内に基づき、それぞれの法律に基づき、放射性物質に係る適正な管理規制がなされることとなっています。

1番から3番については割愛させていただきます。

これらの施設等に対する各法に基づく管理・規制状況を踏まえれば、環境影響評価法の対象とすべき環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものではないと考えているという回答でございました。

放射性物質に関する資料の説明については以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○松井副会長 私から環境省に問い合わせさせていただきたいということでお願いした資料2-3の回答ですが、ほとんどのところでこちらの意図する質問と回答がかみ合っておりません。特に、1番の事故時の考え方です。また、2番については、私が質問してほしいということと、ここに書いてある質問文が既にかみ合っておりません。

まず、1番から意見を述べさせていただきます。

環境省は、供用時に何か事故があったとしても、環境影響評価法では事故の影響は評価しないということを、昨年、原子力発電所が環境影響評価法の対象事業になった段階で言っています。今回、6月に出た指針にもそれがそのままコピーされています。そのことについて私が問い合わせたのですが、環境省の見解の網かけ部分をどう読んでも、事故時を除くという解釈ができないのです。しかも、私のほうから、バードストライクは事故ではないのかということも聞いているのですが、そのことに対する回答もないのです。それから考えまして、時間がかかりますので、細かな日本語の文法のことを紹介しませんが、下2行の上記の活動に伴って生ずる影響は事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており云々というのは、法律の条文の曲解になっています。

条文の文章の順番を読み変えたらそのように解釈することができるのだなという文章になっております。要は、環境影響評価法そのものでは事故時を除くということは一切書いていないのです。その点で、環境省が今出している指針では、事故時は除くということを明確に書かれております。あるいは、検討会の報告にも注釈か何かで書かれていたと思うのですが、ここで環境省の指針を承諾するわけにはいかないというのが私の考えです。環境影響評価では、事故の起こる確率あるいはリスクが高いという場合は当然評価すべきですが、それにもかかわらず、環境省は何の法的・科学的根拠もなく事故を除けと言っているわけです。ですから、これを承諾する必要はないですし、もう一度、環境省にしっかり正していただけないでしょうか。あなたたちは間違っているでしょうと。既に公開している

幾つかの文章も日本語が間違っているでしょうということを尋ねていただきたいのです。

もしも、環境省が、供用時の事故は全て環境影響評価対象に含まれませんということでしたら、環境省はそれを報道発表すること、それも言っていただけませんか。

要するに、バードストライクなどの様々な起こり得る事故についても、ロードキル、危険周知、メンテナンス、あるいは、建物自体を危ないところにつくれば、当然、事故の確率の高い事業は起こり得るわけですが、そういうものを評価してはいけないという根拠が見当たりません。去年から含まれないということになったのであれば、それをちゃんと法的根拠に基づいて報道関係にちゃんと公表しろということです。もしそれができないのだったら、去年からの文書を全部取り下げるよう、札幌市から指導してください。

次に、2です。

これも、ほとんど答えになっていませんね。私は何を尋ねたかという、事故時を除く理由として、環境省の検討委員会で挙げているのは、原子力規制安全委員会が基準に基づいて評価しているので、これ以上評価する必要がないという根拠を挙げているのです。そこで、私のほうで、ほかの法律で規制しているから環境影響評価法でもうやらなくてよいということはどこに根拠があるのかということ聞いたのです。そうしたら、環境省の見解は、各法律の目的に応じて事故時の措置が規定されているということです。環境省は、環境影響評価時は事故時を除くと言っていますから、環境影響評価法の目的、アセス法の目的では事故時が除かれると解釈できてしまいます。先ほどと同じです。アセスでは事故を扱ってはいけないということと同様のことから、これについても同じです。もしもアセス法の目的に事故時が含まれないのであれば、その法的根拠をしっかりと示せ、どこに書いてあるのかということです。どこにも書いていないけれども、含まれないと言うのだったら、それを改めて環境省の解釈なりで勝手につけ加えたのだから、そこをしっかりと言えということを尋ねて、あるいは、日本国民に対してしっかりと公開しろということをお願いします。

裏側のページに行ってくださいまして、法律の規制と環境影響評価の必要性です。

要は、設置の際にさまざまな規制があるものに対して環境影響評価は不要であるという考え方です。原子力発電所に関して安全基準は既にあり、それを満たしていたら安全なのだという考え方です。そういう考え方は不適切ではないかということを、前のページの(2)と同じ意図で尋ねたかと思えますけれども、それに対する見解が下に書いてあります。

環境省の見解として、先ほど言いました原子力規制委員会で規制が行われているため評価しなくていいのだという、先ほど申し上げたことと同じことが書かれています。私は、規制が行われていたら、どうして評価していけないのかと聞いたのですが、どうしてという部分には触れず、規制が行われているからやらなくていいというように、全くこちらをばかにしたような回答が返ってきています。

一方、経産省のパブコメでの意見、回答は非常にまともなものになっております。経産省はまともに回答していて、原子力発電所はこれから新たに立地あるいはリプレースする

ことがないと考えられるので、原子力発電所のアセスをどうするかということは考える必要がないという非常にリーズナブルな回答をしております。それに比べて、環境省は、経産省も言っていないのに、勝手に、経産省の主務省令等を出すときに環境影響評価法では事故時を想定しないということを環境省側から言った形になっていますね。あの文章ではそうになっています。その点はおかしいでしょうということです。

3 番目については、特に新たに追加していただくことはないです。1 番目、2 番目が極めて重要で、他の環境影響評価にまで影響を及ぼすような判断です。環境影響評価法では全ての事業において事故時を評価してはならないと環境省が言っていますから、それをそのまま納得するということは、少なくとも私はできませんし、向こうも全く回答していないので、もう一度、しっかり回答を求めてください。あるいは、もし本当にそう考えているのだったら、法改正が必要になるような事項だと考えていますが、法改正をせずに、そういう文章の解釈で勝手につけ加えをするということです。省令も出していない、通達も出さずに、もともと事故時を除くということを使うのであれば、そのことを前もって国民に報道すべきであるということです。我々はこれまで事故時の影響評価をやっていましたが、これまでやっていたことは間違いであると環境省が解釈しているのかどうかを聞いてください。

多分、それによって札幌市の指針等をどうするか。もしも事故時を全部除くということになりましたら、ほかの環境影響評価項目についても全て事故時を除かないといけませんから、一文を追加しないといけませんね。

よろしくお願いします。

○早矢仕会長 事務局から何かご回答等がございましたらお願いします。

○事務局（向井環境管理担当課長） 松井副会長のご意見を承りました。内部でも検討させていただいて、今後についてまたご報告していきたいと思います。

今回の審議会はまだ継続できますので、後ほど、検討結果をお知らせするという事でよろしいでしょうか。

○早矢仕会長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 資料 2－2 についてはいかがでしょうか。

○早矢仕会長 資料 2－2 も含めて、何かありませんか。

○渡邊専門委員 国の指針は、今回のセシウムが出た場合を想定してつくられています。そのため、排ガスや排水が入っていないということがあると思うのですが、セシウムに限らず、放射性物質全般を今回は対象にしていると思いますので、どういう状況で放射性物質が環境中に出るのかということが決まっていない段階で丸を入れるとか入れないというのはすごく難しいです。今の段階で、何がどういうふうに出るのかわからないのに、これは考える、これは考えないという区分をするのは、セシウムに限ってはこれで大丈夫だろうと思うのですが、状況に応じて考えるということがどこかに入っていないと、含める、含めないということを今の段階で決めるのはすごく難しいと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） ご意見をありがとうございます。

こちらにつきましては、放射性物質が出る状況は多種多様にあると思います。こちらは、国と同じく原子力災害が発生したことを想定してつけている関係で、セシウムにつきまして念頭に置いておりますが、実際にそれ以外の状況になったときには、技術指針の別表4の扱いも、これで足りるというものではなく、これをベースにして、そのときの状況に応じて事業者が検討するという形になっております。例えば、セシウム以外のものが問題になっている場合は、それに合わせて対応したいと考えておりますし、そういうことができる指針となっています。

今回、駒岡の清掃工場の方法書であったように、例えばここの項目になくても、そのときの個別具体の状況に応じて審議会から、これは足す必要があるのではないかと、これは必要性が乏しいのではないかとという意見を言うことができます。確かに、今のことは想定していますが、それ以外の状況においても、審議会でご意見をいただきながら対応していけると考えております。

○早矢社会長 渡邊委員、今の回答でよろしいですか。

○渡邊専門委員 丸がついている意味はどういうことなのでしょう。

○松井副会長 私も渡邊専門委員の意見に賛同いたします。

まず、現時点で環境省が出している放射性物質に関する指針その他は、先ほど申し上げた点からして全く何も信じられません。根幹にかかわるようなところを勝手に決めているわけです。要は、原発が新たにできることはないかもしれないけれども、一応、原子力発電所がアセス事業に追加されていますから、もし新たにできるのだったらアセスにかかるわけです。それにもかかわらず、事故時はやりませんと言っているわけです。

そういう状況でつくられた技術指針です。それと全く同じような立場で、丸をつけたり、丸をつけないということをやるのはどうかというのが1点です。国が言うことは全く信じられないということです。

そもそも、8,000ベクレル／キログラム以下だったら安全であると国は勝手に言っているのですが、これ以下であれば確実に安全だから抜いてよいということになってしまうと、環境アセス法の必要性の破綻になってしまいますので、これを根拠に評価から抜くのはどうかと思います。

一番重要なのは、札幌市でアセス評価を行うときに、先ほど渡邊専門委員がおっしゃられたように、何が上がってくるかわからないということを考えると、丸をつけるという行為自体が逆に事業者に誤ったメッセージを与えるだけだろうと思います。どんなものが上がってくるかわからないのに、事業者はこれを見て、これはこうだからこことこことこだと。もちろん、先ほどおっしゃられたように、後で追加できますけれども、これは目安ですね。少なくとも、ここはちょっと考えてくださいという、それ自体が誤ったメッセージになりかねないので、私は丸をつけなくていいのではないかと思います。事業ごとに必要なものを選び、考えろというくらい十分ではないかと考えています。全ての項目につ

いて、米印でも書いて、事業の内容によって、必要な項目を事業者が選択する、それに対してアセス委員会がこれを追加しろ、これは要らないということを指導するというやり方になると考えています。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、米印を入れてという話がありました。実は、ほかのところも全部入っていて、審議会の状況によって加除訂正できる、あるいは事業者のほうで判断できるようになっています。

この表自体、ほかの項目も全て列記してあればよかったのですが、スペースの都合上、省略されております。私どもとして、この件についてどちらがいいのかわからないので審議会で審議いただきたいのですが、もし入れないというのであれば、この表で省略するというを行うのも差し支えないです。なお、その場合も、別表2のところで、うちのアセスで見る環境予想の区分はここですというところに放射性物質も入っていますので、たとえこの表からなくなったとしても、この部分を見なくていいということにはならないです。その上で、どちらがいいのかについてご審議いただきたいと思います。

ここに丸をつけた形か、全て丸をつけないのがよろしいのかということです。

○早矢仕会長 確認ですが、もし全部に丸をつけないとなると、緑で書かれている一般環境中の云々という行自体がなくなってしまうということですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） スペースの都合上、省略される形になります。本来であれば、全てのところにずっと書いてあって、丸がなく、四角で小さい字がたくさんあるということになります。ほかのところもそうですが、丸がついていないところは全て省略になります。丸がついたところだけ表の中に載せていますので、丸がなくすのであれば、ほかの項目を考えだから、この部分はなくす形が相当かと思います。つまり、丸がつくものが一つもないのであれば、この表から省略されるということです。ただ、それは、しないという意思表示ではなくて、そもそも最初に、ここに書き切れないから、その中からさらにこれを見るのだよというものは別表2にうたわれていて、こちらは入ることになっているので、趣旨が損なわれることはないと思っています。

○藤吉専門委員 今のお答えですと、この表を頼りにするのであれば、わかりにくくなってしまう気がしました。この件に関してはあっちに書いてあるからあっちを見なさいという状況は望ましくないと思います。

もう一つは、先ほど松井副会長がおっしゃっていたのですが、すごく気になるのは、8,000ベクレル／キログラムのキログラムの内容です。私たちの分析であれば、一般的には乾燥重量として出しています。ただ、札幌市の焼却もそうですが、プロセスによって、乾燥重量は手間がかかるので、湿潤のままのキログラムで評価しているときもあります。それに関して、国のほうでも何も書いていません。つまり、もしも水が50%くらい含まれているものであれば数値は大きく変わる可能性があります。ですから、8,000ベクレルという一つの数値で記載するのではなく、範囲を出してくれるのだったらまだ理解できるのですが、そのところを札幌市はしっかり理解して、それをもとに評価するのだと

いうことを知った上で進めていただきたいと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 確かに、私どもは、国の廃棄物処理法で出てきた通知などがあるという話を聞いて足している状況で、そこまで深く理解していませんでしたので、その部分を踏まえて対応していきたいと思います。

原子力災害のときに、ほかの審議会ではこの形で大丈夫という了承があったということを知っておりまして、そういう流れからいくと、排水と排ガスは最初の段階で一律に入なくていいと思っていたという程度です。先ほど言ったように、全部入れるのか、入れないのかということをやるのでしたら、ここはどうかというところも含めてご審議いただければと思います。

ただ、8, 000ベクレルの部分については、乾燥重量ということですので、今後、念頭に置いて対応していきたいと思います。

○早矢仕会長 今の藤吉専門委員のご指摘は重要だと思いますが、その解決策といいますか、排ガスと排水のところも項目として挙げるということで解決するものですか。それとも、乾燥だ、湿潤だということを明記せよということになるのですか。

○藤吉専門委員 2番目の8, 000ベクレルに関しては、もともと上のほうがそうになっているので、それが札幌市としての考え方になっていけばいいのではないかと思います。それとこの表の記載とは別のものです。少なくとも、これは省略されてしまうというものではなくて、これを見たら全てのことがわかるようにしなければいけません。スペースの関係ということは理解できません。わかりやすくするのが一番ではないかと考えます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

今のことを踏まえて、ここに全て載せないという方向か、もう少し内容を挙げる項目を慎重に選び直すのかということになるとと思いますが、委員の皆様も何かご意見等がございましたらお願いいたします。

○松井副会長 そもそも別表4というのは、1から二、三十はあるのではないかと思います。そのうちの三つだけ放射線の量を追加しようという案ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 違います。こちらは、前回からさらに変更になっているところがございます。前回、この別表についてご審議していただいています。一応、国の技術指針で示される主務省令のところと同じように、基本的には工事の部分に丸と星がつく形で、全ての項目になっています。ただ、今回、変更する場合は赤い部分だけなので、そちら側だけ載せております。ほかの部分もということではないです。基本的に工事は別にあるとご理解ください。

○松井副会長 わかりました。そこは誤解していました。

ただ、いずれにしても、何がどうなるかわからないから入れないほうがいいという案を支持します。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、この部分は書き方に影響するところなので、丸と星があったほうがいいのか、全くないほうがいいのかは、我々では判断がつかないと

ころなので、いずれがよろしいか、この場でご審議いただければと思います。

○早矢仕会長　いかがでしょうか。

○佐藤委員　表はあったほうがいいと思います。多分、これが事業者に配られるのですね。それにはこの表も入っているのですね。今までの事業者は、最低限、この丸は全てやられているのですね。ですから、丸がついているということは、最低限、これはやってくださいというメッセージだと事業者は受け取っているはずで、これがなくなってしまうと、さらに少なくなってしまうのではないかという気がします。我々も、丸をなくしたものを事業者にお配りして最初書類をつくられたときに、漏れているのかどうかも見落としてしまう気がするので、これは最低限のこちらからのメッセージということであったほうがいいと感じています。最低限はこの丸ですので、空白のところにとんどんつけ加えるのも大歓迎というイメージなのかなと受け取っています。

○早矢仕会長　ありがとうございます。

○松井副会長　私はちょっと違っていて、環境省が新たにつけ加えたのは、これまで放射線がアセスに入っていなかったのがそもそもおかしいのではないかということ言われて、それはとある理由があつてわざと抜いていたのですが、入れるようになったということです。それに伴って、今、影響評価に放射線の量を入れないといけない項目を考えると、工事などの事業を挙げられないことはないけれども、基本的には、そこら辺に散らばってしまった放射性物質の廃棄処分、それは施設をつくる時のアセスですね。新たな事業でしかアセスはできませんから、そのための表です。ですから、対象となっているのは、日本国内ではごくごく限られた地域を念頭に指針がつくられていると判断しています。全く同じものを札幌市の指針に入れるのは、ちょっと違うのではないかというのが私の印象です。もし全然違う放射性物質に係わる事故が起こったら、当然、項目は変わり得るわけですね。ただ、その場合でも、事故が起こった後にどうするかという判断になります。事故が起こった後にできる新しい事業にのみ影響評価するわけですから、何に丸がついて、何に丸がつかないか、我々では想像できないです。そういう点をアピールするほうがいいと思います。

現時点で想定されるところに丸をつけるよりも、現時点では想定されないから丸がついていない、あるいは全部に丸がついているという形にすべきだと考えています。

○佐藤委員　確認させていただきたいのですが、今の丸をつける、丸をつけないというのは、放射線の話ですか。

○松井副会長　そうです。

○佐藤委員　私は上、全部なのかと勘違いしていました。済みません。

○藤吉専門委員　放射線のところですが、一つの案としては、もう一つ、カラムをつくって、現時点では想定されないけれども、何かあったときには対応するのだ、きちんと決まっているものではないということを含んだものをつけるのも一つの案かと思います。丸でなくしてしまうと、何が起こるかわからないから、そのわからないことに想定するのは無

理だと思いますが、どこかに書いてあるというのは、やっぱりわかりにくい気がします。欄を一つつけさえして、そこに説明を入れれば片づくのではないかと思います。そういう意味では、ほかにもそこに乗っかってくる項目があるのではないかという気がしました。これは、一つの提案です。

○早矢仕会長 今のご意見はごもっともですが、どのようにカラムを足して、どういう記載をするのかは若干難しい気がしますけれども、縦に1行ふえて……。

○藤吉専門委員 そうです。

○早矢仕会長 ということは、影響要因の区分のところに1列入るということですね。

○藤吉専門委員 その名前は、札幌市独自にできるところなので、現時点では起こり得る可能性は非常に低いけれども、起ったときにはいろいろ対応するということをそこに加えておくはいかがかということです。具体的にどういう文言を一番上に入れるとか、そういうことはわかりませんが、放射性物質というところは丸をつけておいてという。

○早矢仕会長 具体的に工事の実施ということではなく、縦に一つ、今想定するのはかなり難しいけれども、対応が必要になったときにはということですね。

○藤吉専門委員 放射性物質以外にも隠れているものがあるとおっしゃったので、それでも乗っかってくる可能性があるかどうかわかりませんが、これはアイデアなので……。

○早矢仕会長 その列にだけ丸がついているというイメージですね。

○松井副会長 環境影響の区分の工事の実施と供用というところは、環境影響評価法の法律で決まっている二つですので、ここは追加できないです。法律上、追加するとしたら、環境要素の区分のところになります。私のアイデアとしては、備考のところを書いておけばいいと思います。全ての備考欄に放射線の量については云々と書いておけばいいと思います。この表には放射線の量の項目は含まれていないが云々という内容を1行追加しておけばいいと思います。

○近藤委員 それは、もう書いてあるのではないですか。備考1の緑のところを見ると、ただし、星印が付されているものは放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれがある場合に適用するという事ではないのですが。また別なのですか。

○松井副会長 私が申し上げたのは、「ただし」というのは、丸を書いて星印がついているパターンの場合ということです。この行を全て削除していただいて、例えば別表10でしたら、備考9のところ、この表には放射線の量が含まれていないが、必要に応じて、必要な項目に影響評価することという文言を追加しておけばいいと思います。

○近藤委員 緑のところを削除するという立場です。

○松井副会長 そうです。1行分を完全に削除するという事です。

○近藤委員 私、逆に緑のものは残しておいて、星印のものは困ったときにやりますよというふうにつけ加えたほうがいいと思います。なくしてしまうと見えないですからね。

○松井副会長 それであれば、全部につけていただいたほうがいいと思います。

○藤吉専門委員 松井副会長のおっしゃるようにするのであれば、普通は引用先というものがあります。何もしないで突然なったら、何を見たらいいのかという感じになってしまうと思います。

○松井副会長 それは必要になりますか。あくまで、この表に対する備考なので、この表には放射線の量が環境要素として含まれていないがと書いてしまえば通じるように思います。そもそも、現状では札幌市内で放射線の量を環境要素として入れなければいけないような事業案件が出てくるとするのは本当に想像できないです。向こうにあるのがこちらに持ってこられて新たに事業が行われるということも想像できないし、市内に放射性物質を扱うものができるのも想像できません。そうすると、丸がついたり、ついていないというのは何を根拠にやっていくのかよくわからないという気がします。そういう点で、放射線の量の行を全て削除して、備考欄に、この表には含まれていない放射線の量については、あるいは、この表には放射線の量が含まれていないという形で追加というのが私の提案です。

環境省の方針には絶対に従わないというのが裏にはあります。

○碓山委員 法律のことはよくわからないところがあるのですが、そもそもこういうものが適用されるのは事故時を除くということは、北電の原発が爆発して放射性物質が降り注ぎ、その中で私たちか生活を営んでいて、普通に工事をするということは適用されないと思っていいのですか。

○松井副会長 仮に北電が事故を起こされて、そこらじゅうに放射性物質が危険なレベルで堆積してしまった、その後に何か事業をされる場合は、それを評価に入れないといけないというのが今の法律です。

○碓山委員 事故時を除くというのは、事故が起こっている最中のことは一切何も、その意味がよくわからないのです。

○松井副会長 事故の発生に関係なく、その間に何か別の事業が始まるのだったら、その事業では放射性物質を評価しなければいけないということになります。

環境省が事故時を除くと言っているのは、原子力発電所のアセスで事故を想定すると言っているのです。新設あるいはリプレースされる原子力発電所が今後出てきたときに、事故時を評価すると言っているのです。

それは大変おかしくて、国民はそれを一番望んでいるのだと思いますが、それを真っ先に除いているのです。1年前にです。

○早矢仕会長 そこは事務局から説明していただきたいと思いますが、この指針は、原子力発電所を新設する云々のことを言っているのではなくて、先ほど松井先生も碓山先生もおっしゃいましたが、万が一、札幌市内で放射性物質がたくさん拡散してしまって、避難指示区域とかになってしまって、その上でそこに何か施設ができるという仮定のもとでの話であります。ですから、おっしゃっている環境アセスメント法で環境省が事故時を除くと言っているのは、新たに原子力発電所が建設されるとか、今ある発電所を新しくすると

いう場合のことですね。

○碓山委員 それでは、事故時を除くと言っていることは、札幌市は、それはそれとして扱って、私たちはこういう場合を想定してこれをやりますと言うことも可能なわけですか。

○松井副会長 事故時を除くかどうか、もう一度、環境省にしっかり問い合わせをさせていただいて、除かないということを検証していただかないと、今後のアセスに多大な影響を及ぼしますから、それは環境省にちゃんと訂正していただかないと困るのです。

今回は、そうではなくて、万が一、事故が起きたような時点、あるいは、もしかしたら札幌市内でもアセス対象事業で山を掘り出したらウラン鉱石が見つかったということがあるかもしれません。そういう場合に、それに対するアセスをしなさいというものですから、放射線の量をアセス対象として入れなければいけないのは当然です。

○碓山委員 事故ですか。

○松井副会長 事故ではないです。新たな事業で放射性物質あるいは放射線の影響が懸念される場合はアセスで評価しなければいけなくなったのです。しかし、どんな場合が想定されるかは予想もつかないので、今の時点で丸をつけたりするのはちょっと難しいのではないというのが私の意見です。もちろん、丸をつける、つけないというのは各自治体ごとで既に同じようなものを出されているところがあります。

○碓山委員 素人的な質問だと思いますが、それを必要だと言うのは、想定程度の放射線が測定された後に指定されるということになるわけですね。それがどんな基準のときに指定されるというのはこれには出ないのですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 補足させていただきますが、今、私どもで想定している放射性物質の量についてやるというところは、原子力災害等が発生した後で、今、福島もそうですが、災害が発生した結果として、その土地に相当程度の放射線の量が観測されるということです。そのときに、一定の基準に基づいて国で、ここか避難してください、退去してくださいという避難指示区域を設定します。その基準はそれぞれあるのですが、一定の基準に基づいて設定されて、そういうところで何かの事業を行う可能性はあります。現に、福島では今、そこで風力発電を行うという計画があり、アセスが行われています。そこに放射性物質が相当ありますといったときに、いわゆるアセス対象の事業をやるというときには、そのアセスの中で放射性物質についてどうなのかということを見なければいけないということを考えております。

○碓山委員 ただ、避難指示区域だけではなくて、原発事故はホットスポットと呼ばれるところがありますね。それは、明確に避難指示区域と線が引かれていない場所で起っているわけです。チェルノブイリもそうです。そうすると、そこでは高い放射線が測定されるわけですね。そこで何かを行うときにはどんなふうに対処するのかということがよくわからなかったのです。

○松井副会長 特に避難指示区域とか、区域指定がされたところだけをやれという話ではないです。影響が生じるおそれがあるところはどこでもやらなければいけません。ただ、

その影響が生じるおそれがあるかどうかは、事業者もしくはここが判断して指導する形になります。

○碓山委員 それについての規定のようなものはここに入れなくていいのですか。

○松井副会長 今の段階では入れることができません。国が出している指針でも、こういう区域についてはやりなさいということにはなっていないです。ただ、問題なのは、原子力発電所というのは事故時を除くということがあります。実は、原子力発電所がアセスに仮に上がったならアウトなのです。環境影響評価法の評価方針というのは、回復不可能な事象が起こるようなことは避けるというのが前提です。ですから、原子力発電所についてほかの事業と同じように事故を含めてアセスをすると、つくれないということになります。

ちなみに、設置するときに原子力安全委員会の安全審査にかかるのですが、リスク評価をしています。周囲にどのくらい人が住んでいるか、もし事故が起こったら何シーベルトぐらいだったら許せるというような基準までつくっています。その基準でやっているから安全だという感じで、環境省はこれ以上の評価はやるなと言っているわけです。その基準がどのくらい緩いかというのは、調べていただいたらわかると思いますが、このくらい人が死んでも構わないのかという基準値になっています。もちろん、事故が起きたときですけどもね。事故が起きないだろうということですが、原発のときのリスクアセスメントはどうやるかという、地震も入っていますけれども、隕石の落下とか航空機の落下とか、そういうものも入れるのです。それと、その事故時に生じる影響を掛け算するとリスクになりますが、とんでもなく大きいリスクになります。要するに、掛け算する事故時の影響がとんでもなく大きいので、物すごく小さな事故の発生確率を掛けてもとんでもない影響が生じるということになるのです。ですから、環境影響評価にのせたら原発はつくれないのです。

なので、事故時を除くというのを、今回、勝手につけ加えたのだらうというのが私の予想です。ですから、そのところは絶対に環境省に訂正してもらわなければいけないと考えていますし、国民が知らない間にそういうことを決めていますからね。経産省が言うように、リプレースなのか、新設なのかというのはわからないですが、この後、また新たな事業があるかもしれませんね。少なくとも、もんじゅをやめて、次にまたつくり出すということはある得るわけです。あるいは、六ヶ所村の施設についても、新たな方針に基づいて中身を変えるかもしれません。そうしたらアセスをしなければいけないのですが、そのときは全て事故時を除くということになります。これはおかしいです。ですから、これは確実に環境省に問い合わせさせていただきたいというのが前半の話です。

○早矢仕会長 放射性物質の話はまだまだ審議が必要だと思いますが、きょうは、残り時間で放射性物質の以外の改正について、説明に30分くらいかかるのでしたら、もうそこに入れませんか。どうしますか。

○事務局（向井環境管理担当課長） それでは、資料2-2についてはご意見をいただき

ましたので、例えば、例１、例２というひな形をつくりますので、次回審議会のときにまたご意見をいただいて、これでよろしいのではないかというのを決めていただきたいと思います。ご了解をお願いします。

○早矢仕会長 それでは、放射性物質関連以外のことに入りますか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） よろしければ、そうさせていただきたいと思います。

続きまして、資料２－４と正誤表について説明させていただきます。

印刷に出した後に修正があったところを正誤表で示しています。

今回、放射性物質以外については、基本的に文言調整あるいは表現の修正となっていて、内容等に変更が加わっているものはございません。ただ、何分、多いので、幾つか色分けをして項目を書いております。

共通する変更点としては、上のほうにある共通の変更点の枠の中をごらんいただきたいと思います。

まず、一番大きいところとして、２番の調査方法の記載方法や表現を統一したいと考えております。今、大気質の下のところを見ていただきますと、もともと調査方法の下には何もなくて、環境要素区分ごとの状況とその下の社会的状況のところにいるいろいろ書いてありました。ただ、実際に見てみると、ほとんどのところで文献調査などを基本として、必要に応じて現地調査を行うということです。そして、現地調査を行う場合はどうですという形になっているところが非常に多いので、こちらについては調査方法のところはその旨を書けるところは書いて、その下の部分は、調査を行う場合の方法を列記する形で書き直したいと考えております。

この該当するところは、全て赤い字で書いております。

なお、現地調査を行う場合については、そこに書いてある方法に限定せず、そのほかの適切な方法で行うことを書いて、現地調査については最新の知見を取り入れてやっていただきたいということを書いております。

また、今回、さまざまな……。

○早矢仕会長 別表５のタイトルが消えてしまっています。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 別表のタイトルは影響がないので潰してあります。別表は、調査、予測、評価の方法という形になっています。

ちなみに、変更前の状況については、同じくお配りしております技術指針全文をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、②のその他、環境要素の区分で整合のとれている表現を修正というのは、今、幾つかの項目があって追加などを行っている関係上、表現の統一がとれていないところがあります。なるべく同じような表現に修正したいと思っております。こちらは、青い字で書かれております。

次に、法令番号の取り扱いの統一については、環境基本法の後ろについている平成５年

法律第91号とありますが、この括弧書きの部分が法令番号です。こういう番号は、このページの一つだけあればいいのかなということと、その下の緑色の第16条第1項という条や項の番号については、書いてあったり、書いていなかったりするので、こちらについては、法律によっては条項を変更する場合がありますので、法律だけを書く形にしたいと思います。そのほかの色については、時点修正で最新の状況に合わせて追加、訂正、あるいは漏れがあったものについて追加しているもので、そのほかについては大きな変更ございません。

このうち、赤い色で書いてある①の部分と③番の黄緑色の部分については、以後、全て同じですので、説明は割愛させていただきます。

変更後の大気質の青いところですが、項目ごとのベンゼンやトリクロロエチレンなどの物質名が書いてありますけれども、この記載を取りやめるものでございます。これは、水質や土壌についても物質名が並んでいるのですが、これは特になくてもいいと思います。これをそれぞれ書くと、膨大な上に細かく修正が入る形になりますので、これはその法律を見ればよいという形になるかと思います。

次に、紺色の部分については、法律のイとウをまとめると、法律で規制するばいじんと粉じんとまとめることができるため、統合したいということです。

次に、四角枠の下のところ、時点修正になるのですが、将来における時点修正でございます。これは、水銀に関する水俣条約というものが締結されることは皆さんご存じかと思いますが、大気汚染防止法が改正されることになっております。新たな規制のカテゴリーとして、水銀等というカテゴリーが加わることになっていきますので、その法律が改正、施行されて、追加される時点で時点修正として入れておきたいものでございます。

なお、この法律の施行日は平成30年4月1日から水俣条約が発効する日か、いずれか遅いほうと定められておりまして、今の時点でどちらになるのかははっきりしません。ただ、廃棄物焼却炉で水銀の規制がかかることはわかっていますので、こちらについては、将来の話ですが、時点修正として入れさせていただきたいと考えています。

続きまして、2番の調査方法ですが、ところどころに青字で「直近の」という言葉があります。これは、ほかの項目でもあったりなかったりですが、直近なのは当然の話なので、わざわざ書く必要がないと思ひまして、こちらについては一括して削除することにしたいと思います。この部分については、以下も同じですので、今後出てきたときの説明は割愛させていただきます。

次に、だいたい色の部分です。

今消してある鉛や炭化水素、ベンゼンの測定方法が有害大気汚染物質測定マニュアルに全て網羅されていて、包含されるので、こちらで集約するものでございます。

ただ、紫色の微小粒子物質の云々というところですが、こちらで言うところのPM2.5のものでございまして、こちらの測定方法について追加するものでございます。

そのほかの青字については、既に述べたとおりですので、説明は省略させていただきます。

す。

続きまして、騒音、振動、悪臭の 7 ページ目までについてですが、これは全て、赤、黄緑あるいは直近のというところなので、ここの説明は割愛させていただきます。

続きまして、8 ページをごらんください。

ここは予測内容のところが紺色になっております。これまで、悪臭物質の臭気質及び排出口からの臭気強度を予測するとなっていたのですが、法律で悪臭減容物という言葉があって、悪臭の原因は気体または水と定義されていますので、法律の言葉に合わせたほうが明確になると思いましたので、悪臭原因物質である気体または水の臭気指数及び排出口からの臭気排出強度とすると言葉を直したいと思います。

続きまして、9 ページをごらんください。

赤い部分は割愛しまして、5 番の調査期間及び時期についてでございます。

ここだけがほかの表現と違って、わざわざ時間帯も書いてありますが、逆にそういうことに限定せずとも、24 時間出るのが当たり前ですから、ほかと表現を合わせて、特性を考慮して、適切かつ効果的に低周波音の状況を把握できる程度にするとしたいと考えております。

続きまして、風害については、赤字の部分がほとんどですので、説明は割愛します。

続きまして、13 ページの水質についてです。

青色のところ、(ア)の環境基準が設定されている項目ですが、(ア)と(オ)で消しているところについて、ダイオキシンについて別々に書いてあったのですが、大気質のところでは環境基本法によるものとダイオキシンによるものということで、環境基準で一まとめにしておりますので、ここも表現を合わせるものでございます。

次に、(イ)については、条と項は消したいとご説明していましたが、水質汚濁防止法施行令第3条各号に掲げる項目というのが生活環境項目ですが、法律を読みますと、これを生活環境項目という定義されていないため、ここは現行に近い形にしたいと考えております。

また、先行するものとしては、紺色の2番の調査方法の一番下になります。

こちらは、土壌、地下水汚染に係る調査対策指針とその運用要綱を調査方法として挙げておりますが、同運用基準という表現については、文書名は正確に記したほうが良いと思ひまして、文書名を全て記載いたします。

次に、15 ページです。

青色のところは、先ほどの水質と同じ環境基準に係る表現の修正ですので、こちらの説明は割愛いたします。

次に、紫色の部分については、我々の調査漏れで、底質の除去基準が水質で別途ございまして、そちらについても、それに係る測定方法を追加するものでございます。

あとは、赤字などですので、説明を割愛させていただきます。

次に、17 ページの地形及び地質についてです。

まず、（イ）の紺色の部分ですが、砂防指定地という言葉です。「法律に規定する砂防指定地」と書きましたが、この言葉自体が法律で定義されておりませんので、表現を若干改めるものでございます。

（ウ）（エ）（オ）については、いわゆる河川法による河川保全地域、あるいは、それと同じように工作物を設置するのに規制がかかっている区域がほかにもありましたので、こちらを追加するものでございます。

緑色の（カ）（キ）（ク）は、もともとが文化財保護法などによる文化財等となっておりまして、ほかの動植物ではこの部分は根拠法令ごとに分けて書いてありますので、それと表現を合わせて各根拠法令ごとに記載するということです。

2 番の調査方法は同じく赤字ですので、割愛させていただきます。

引き続き、地盤沈下については、全て赤字ですので、説明は割愛いたします。

2 1 ページをごらんください。

青字の部分は、いわゆる環境基準に関する項目の修正ですので、こちらはほかと変わりません。紺色の部分についても、先ほど水質でありましたが、2 番の（1）のウになります。こちらは文書名を全て記載する形で行いたいと思っております。ほかの赤字等については同じですので、割愛いたします。

続きまして、2 3 ページについてです。

2 3 ページについては、2 番の（1）に正誤表がありますので、アとイという項目のつけ忘れです。こちらについては、おわびして訂正させていただきます。

こちらは、ほかの部分と違いまして、調査方法は写真撮影のようなものとされていて、文献調査等の表現がありませんので、次に掲げる方法その他の適切な方法とするとだけ書いて、あの方の方は調査方法を列記する形で対応したいと考えております。

続きまして、2 5 ページの電波障害についてでございます。

電波障害については、1 番のテレビ電波の状況と2 番の自然的・社会的状況で基本となる調査方法が異なっていることから、ほかのところと同じようなまとめ方をせず、基本、現行の文言に言葉を少し足すということで、具体的にはテレビ電波のところで、現地調査を基本とし、次に掲げる方法の後ろに「その他の適切な方法」という文言を入れまして、後ろについては文言調整です。

風車の影（シャドーフリッカー）については、赤字のみなので説明を割愛させていただきます。

続きまして、植物の項目でございます。こちらは正誤表を合わせてごらんください。

いろいろあるのですが、正誤表の上から3 番目の紺色の（カ）（キ）（ク）の部分をいろいろ書いてありますが、その後に見直しをしまして、正誤表の上から3 番目の「正」のところをごらんください。こちらは、環境省、北海道または札幌市で作成するレッドデータブック及びレッドリストという総称のような形で記載したいと考えております。

これは、北海道、我々札幌市もレッドデータブックやレッドリストを出していますが、

知見に基づいて比較的短期間で次々に見直しをかけている状況でして、その都度、それに
応じて区分あるいは図書名などが変更される状況になっております。ただ、その都度書いて
いくと、細かく審議会にお諮りして確認するということになります。それであれば、レ
ッドデータブック及びレッドリストという名称が広く通用することから、関係自治体が作
成するレッドデータブック及びレッドリストの総称の形でまとめさせていただいて、修正
のおくれなどがないように、なるべく最新の状況を取り入れることと位置等を明確にしたい
と考えております。

次に、（ケ）ですが、緑の国勢調査、いわゆる自然環境保全調査についてです。緑の国
勢調査というのは通称ですので、こちらは削除したいと思います。

ここでは「報告書等」と書いてありまして、ホームページでも「報告書等」と書いてあ
るのですが、これは報告書とそれに関係する図面などという意味合いにすぎず、正式な話
ではないので、「等」は外して、自然環境保全報告書としたいと思います。

後ろの（ケ）（コ）については、単なる条項ずれに基づく変更です。

続きまして、30ページです。

こちらは、予測方法が記載されておりますが、資料調査、ヒアリング調査という調査の
内容が書かれていることから、ここは生態系のほうをコピーしたらいいと思いまして、保
全対象について分布及び生育・生息環境の改変の程度を踏まえて、事例の引用または解析
を行う方法により予測すると直したいと考えております。

続きまして、31ページです。

紫色のところは、自然環境保全法などの自然保全地域と同等のものが幾つか追加されて
いますので、こちらを直すのと、森林法における保安林についても同じでございます。法
律の追加という形です。

（オ）から（キ）にかけては、文化財保護法の関連部分で各条項ごとに書くということ
ですので、こちらについては省略させていただきます。

続きまして、33ページから35ページにつきましては、植物と同じ変更内容ですので、
一括して割愛させていただきます。

次に、37ページをごらんください。

青色のところですが、基礎的資料の言及が調査方法のところにあつたのですが、動物、
植物の調査の基礎資料は1番の調査内容に書かれていました。動物、植物、生態系は事実
上は一体ですので、表現方法も合わせて、基礎的資料の言及は1番の調査内容のところに
書きたいと考えております。

次に、39ページです。

景観については、ほかの動物、植物などの文化財保護法の関係もあり、当然、結果にも
影響しますので、こちらをあわせて追記するものでございます。

2番の調査方法についても、基本となる調査方法がこの文言からはっきり読み取れない
ので、表現としては、ほかと同じではなく、「次に掲げる方法その他適切な方法とする。」

として、以後、方法を列記する形にしたいと考えております。

4 1 ページの人と自然の触れ合いの活動の場については、ほかと同じですので省略させていただきます。

4 2 ページをごらんください。

予測方法のところが紺色になっております。こちらも、調査等を行う方法となると、調査が終わった後の予測かと思いますので、類似の事例調査であれば、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法によるという形で表現を改めたいと考えております。

次に、4 3 ページになります。

だいたい色の部分については、撤去の構造物を建造物と変えるところですが、1 番の上の（ア）で建造物と書いていますので、こちらと表現を合わせるものでございます。

（ウ）の3行目より後ろの削るところは、調査が必須というよりも、この調査については状況に応じて選定されるものですので、建物があれば調査する必要があると思いますが、一旦、ここの部分について誤解を招くおそれがあるので、「の存在を調査し」というところは削ります。内容については同じです。

また、「存在」という言葉は隣と合せて「保管」に改めます。

次に、紺色のところについては、もともとが収集及び処分となっていたのですが、現在、廃棄物処理法上、収集運搬と処分となりますので、収集運搬及び処分の状況という法律の用語を合わせたほうが意図がより明確になると思いますので、修正するものでございます。

3 番の調査地域については、前回の審議のときに、国の調査のほうで土砂の部分についても、事業地域だけではなく、土砂や処分の場所の状況についても調査する区域に含めるということで、より範囲が広いとご説明したところですが、廃棄物等であれば、それに合わせることも適切と考えまして、そちらを追加して表現を合わせるものでございます。

次に、裏面をめくっていただきまして、4 4 ページでございます。

予測方法については、ほかと同じく、何を把握するのかという状況だけ書くものでございます。

予測地域については、同じく放射線の量の項目と表現を合わせるところでございます。

次に、温室効果ガスについては、2 番の調査方法の赤字のところだけですので、説明は割愛いたします。

次に、放射線の量は書いてありますが、先ほどの青いところで放射線の量と表現を合わせるものが幾つかありまして、参考についているものですので、今回は外れます。

駆け足になりましたが、技術指針の改定の提案説明については以上です。

○早矢仕会長 ありがとうございました。

時間がかなり押してしまして、予定時間まで5分しかありませんので、今回、全て完了するわけにはいかないと思いますが、今、一見してお気づきになった点、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

○松井副会長 これは、今回で決めるわけではないですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、ご提案をさせていただき、ご意見をいただきたいということです。

○松井副会長 最終的には、放射線のほうも含めた形で決めるということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そうです。放射性物質の部分も入ります。

○松井副会長 ということは、大分後ということですね。わかりました。

○早矢仕会長 恐らく、皆様はもう少しじっくり見てご意見がいろいろあると思いますが、今は圧倒される感じがあると思いますので、すぐというわけにはいかないかと思います。その中で、今、ぱっとお気づきの点がございましたらお願いします。

○近藤委員 植物とか動物とか人と自然の触れ合いが私の専門に近いのですが、そこについては特に困ったなとか変だなという印象はありませんでした。

ぱっと見ただけですから、じっくり見たら出てくるかもしれませんが、内藤委員はどうですか。

○内藤委員 本当にぱっとですが、文言でいろいろなところに使われているのですが、調査期間及び調査時期というところで、最後は「程度とする」という言葉がほとんどのところに使われています。最初に気になったのは9ページの5番の調査期間及び時期で、「適切かつ効果的に低周波音の状況を把握できる程度とする。」とありますが、「程度とする」という言葉にひっかかってしまいました。これは、その程度でいいという意味ではないと思いますが、後ろもみんなその表現が使われています。置きかえるならば、把握できる期間及び時期にするという言葉のほうがいいと思います。感覚的なことで申しわけありません。

もう一点は、正誤表の29ページと33ページの正しくしたほうですが、「環境省、北海道又は札幌市が作成する」となっていますが、「又は」は「及び」にさせていただいたほうがいいと思います。

取り急ぎですが、以上です。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私からですが、動物、植物、生態系のところの赤い字ですが、文献が基本となって、現地調査は必要に応じてになっています。やはり、動物、植物、生態系等に関して、現地調査なしに文献だけで調査が済むことはないと思いますので、ここは、必要に応じてではなくて、原則としてとか、言わなくても現地調査はやると思いますが、そこは言葉でしっかり書いていただきたいと思います。

また、しっかり理解していなくて申しわけないのですが、30ページの「保全対象について、分布及び生育・生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行う方法によるものとする。」という意味がどうしてもわかりづらいです。理解が足りなくて悪いのですが、この部分はどうしたらいいのかと考えていました。改変の程度を踏まえた事例の引用または解析ということで、保全対象についての先行例が既にあるという前提なのです。

ね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 「事例の引用又は解析」なので、類似事例があるかと思います。

○早矢仕会長 例えば、この植物群落において、以前に環境が改変されたときに、こういう影響があったという事例を探してこいという意味になるのでしょうか。どこをどうしろというところがわかりづらいと思いました。

感想文のようで済みません。

○近藤委員 私もそこはチェックを入れて、何回も何回も読んで、自分なりに無理やり理解したところですが、文章はもう少しわかりやすくしていただいたほうがいいと思うのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） その辺については、私もわかっていないところがあるので、いろいろお諮りしながら考えたいと思います。

○早矢仕会長 皆さん、じっくりお読みいただければ、ご専門のところでいろいろおっしゃりたいこともあるかと思うので、メールで意見をお寄せいただくことでよろしいでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） メール等でいただければ、その都度、確認して対応いたしますので、ご意見を賜ればと思います。

○早矢仕会長 では、そういうことにして、予定時間になっておりますので、尻切れトンボで申しわけないのですが、あとは事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（向井環境影響管理担当課長） 早矢仕会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

本日いただいた答申をもとに、札幌市で市長意見を形成いたします。その内容については、公表と合わせまして皆様にお知らせしていきたいと思っています。

また、今ご審議いただきました技術指針については、今後も審議を継続いたします。

次の開催については、10月下旬から11月中旬を予定しております。委員の皆様のご都合をお伺いしながら日程調整を行ってまいりますので、今後もよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございました。

3. 閉 会

○早矢仕会長 それでは、これで平成28年度第3回札幌市環境影響評価審議会を終了いたします。

本日は、長い時間、どうもありがとうございました。

以 上